

令和2年度「自ら評価」案件候補の外部募集 (ホームページによる公募) について

令和2年7月1日
内閣府食品安全委員会事務局

提案募集

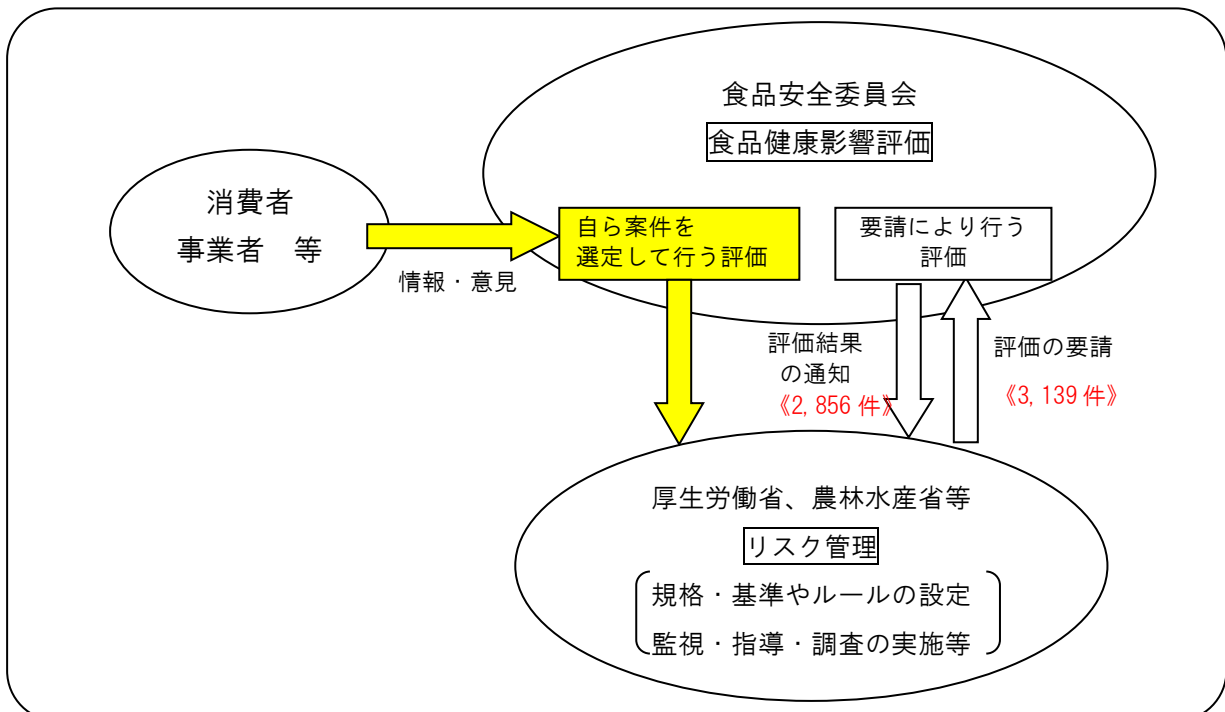
食品安全委員会が自ら行う食品の安全性に関する食品健康影響評価の
案件候補を募集します

1. 「自ら評価」とは

食品安全委員会では、厚生労働省、農林水産省等の「リスク管理機関」からの要請を受けて行う食品健康影響評価(※)に加え、リスク管理機関からの要請がない場合でも、国民への影響が大きいと考えられるもの等について、自らの判断により食品健康影響評価(「自ら評価」)を行っています。

食品安全委員会では、今年度も「自ら評価」の案件を選定するに当たり、広く皆様から案件候補の募集を行うことといたしました。

<参考>食品の安全性に関する食品健康影響評価の仕組み



※件数は令和2年4月1日現在

(※) 「食品健康影響評価」とは食品に含まれるハザード(危害要因)の摂取(ばく露)によるヒトの健康に対するリスクを、ハザードの特性等を考慮しつつ、付随する不確実性を踏まえて、科学的に評価することで、「リスク評価」とも呼ばれています(http://www.fsc.go.jp/yougoshu/kensaku_analysis.html)。

2. 「自ら評価」の案件候補の選定基準

「自ら評価」の案件候補については、以下に掲げる要件のいずれかに該当する必要があります。また、選定に当たっては、下記に加え、国民の評価ニーズ、科学的知見の充足状況も考慮します。

- (1) 健康被害の発生が確認されており、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること
- (2) 健康被害の発生が明確に確認されていないが、今後、その発生のおそれがあり、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること

※「自ら評価」の選定プロセスや、過去の「自ら評価」に関する審議の状況については、別添の参考資料をご覧ください。

3. 案件候補の提案方法【詳細は別添をご確認ください】

電子メール、ファクシミリ又は郵送のいずれかの方法で提案してください。郵送及びファクシミリは、以下の必要事項を記入の上、提出してください。電子メールは入力フォームに従い必要事項を入力してください。電話による提案は受け付けておりません。

詳しい提案方法については、別添の提案要領をご確認ください。

(1) 記入事項：

案件候補名（ハザード名）、案件候補とする理由、案件候補とする情報等、氏名（法人の場合は法人名・部署名等） 等

(2) 宛先：

内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課内
「『自ら評価』の案件候補の募集」募集担当 宛

(3) 締め切り：

令和2年7月30日（木）17:00まで（必着）

○別添資料

提案要領

○参考資料

1. 「自ら評価」の選定プロセス
2. 過去の「自ら評価」に関する審議の状況
3. 「自ら評価」関連法令

お問合せ先

内閣府食品安全委員会事務局

情報・勧告広報課 水垣・神山

TEL: 03-6234-1124, 1125

「令和2年度「自ら評価」案件の外部募集
(ホームページによる公募) について」の提案要領

提案方法

電子メールフォーム、ファクシミリ又は郵送のいずれかの方法で下記の事項を記入の上、提出してください。

ご提案の内容を確認し的確な審議を行うため、電話によるご提案は受け付けておりませんのでご了承ください。

【記入事項】

1. 案件候補名 (ハザード名) (※必須)
2. 案件候補とする理由 (※必須)
3. 案件候補とする情報等 (※必須)
 - ・ 科学論文や書籍など、提案する案件の健康影響に関する科学的な根拠を示していると考えられる情報を記入ください (論文の場合には、タイトル、著者、雑誌名及び号数等)。
 - ・ インターネット上に掲載されている口コミや噂など、科学的な根拠が定かではない情報等については、十分な審議を行えないため、審議の対象とならない場合があります。
4. 氏名 (法人の場合は法人名・部署名) (※必須)
5. 職業 (個人の場合のみ)
6. 連絡先 (電話番号、電子メールアドレス等) (※必須)

※上記の記載がないご提案については十分な審議を行えないため、審議の対象とならない場合もありますので予めご了承ください。

※ご提案の参考として、別添の参考資料にこれまでの「自ら評価」に関する審議の結果を記載しています。

【宛先】

内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課内
『自ら評価』の案件候補の募集」募集担当 宛

- 電子メールの場合：食品安全委員会ホームページの下記 URL から送信可能です。
<https://form.cao.go.jp/shokuhin/opinion-1181.html>
- ファクシミリの場合：03-3584-7392
- 郵送の場合：〒107-6122 東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル 22 階

なお、ファクシミリでお送りいただく場合には、表題を「自ら評価」の案件候補の募集」としていただきますよう、また、郵送の場合は、封筒表面に同様の朱書きをしていただきますよう、お願いいたします。

【締め切り】

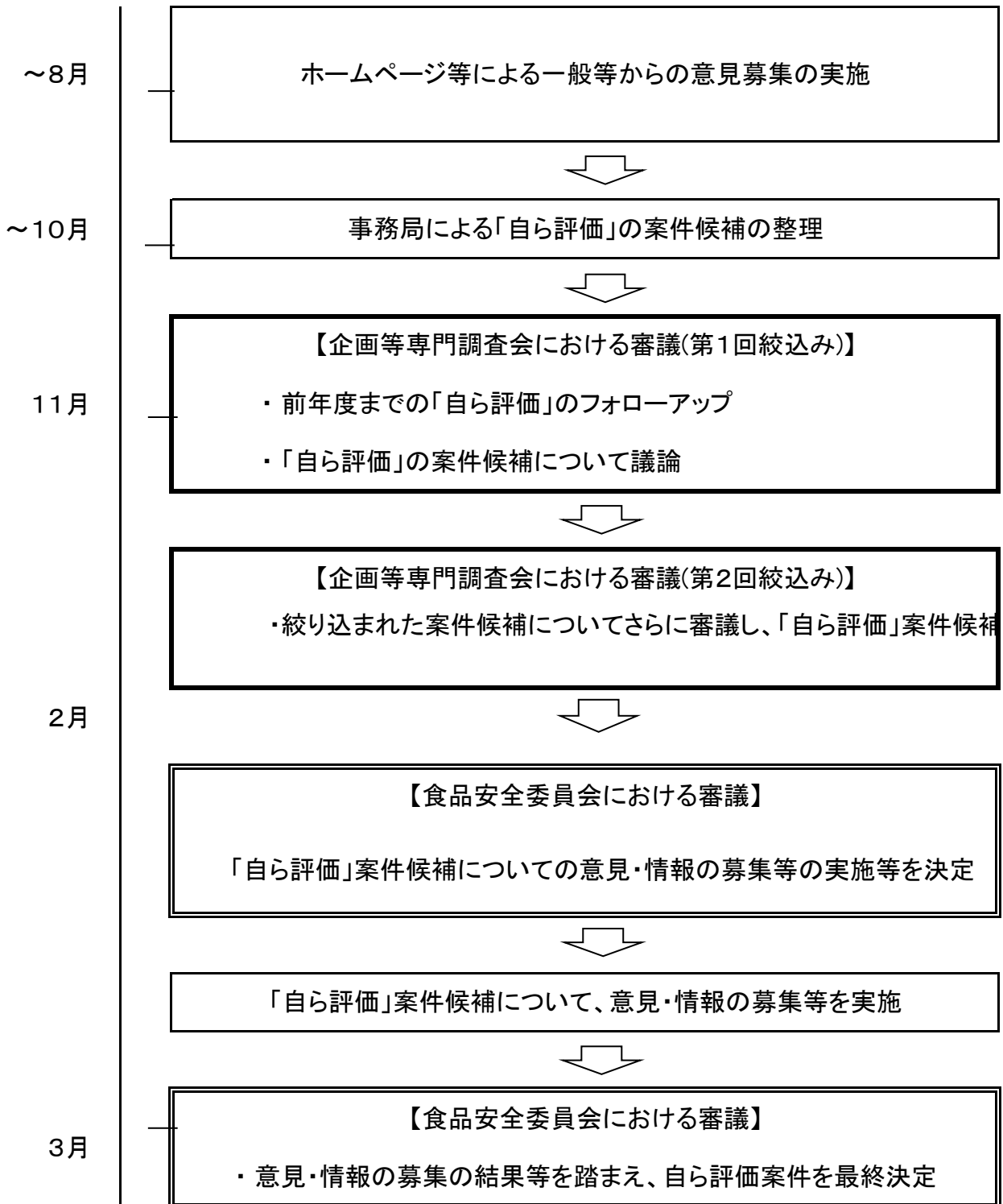
令和2年7月30日（木）17:00まで

【提出上の注意】

- 提出していただく情報は、日本語によるものに限らせていただきます。
- 個人は、氏名・住所・職業・電話番号を、法人は法人名・所在地・電話番号を記載してください。なお、これらは、必要に応じ当方からお問合せをさせていただく場合や意見・情報がどのような背景からのものかを確認させていただく場合のためにお尋ねしております。
- 提出していただく情報につきまして個別に回答いたしかねますことを御了承願います。
- 電子メールにより提出いただく場合、文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。

お問合せ先 内閣府食品安全委員会事務局 情報・勧告広報課 水垣・神山 TEL: 03-6234-1124, 1125

「自ら評価」の選定プロセス



過去の「自ら評価」に関する審議の状況

審議の結果、「自ら評価」の対象案件となったハザード(主なもの)

案件名	審議年度	「自ら評価」の状況
アレルギー物質を含む食品	H27年度	評価中
フモニシン	H26年度	評価終了
クドア(クドア属粘液胞子虫)	H24年度	評価終了
加熱時に生じるアクリルアミド	H22年度	評価終了
アルミニウム	H21年度	評価終了
食品に含まれるトランス脂肪酸	H21年度	評価終了
食品中のヒ素(有機ヒ素、無機ヒ素)	H20年度	評価終了
食品及び器具・容器包装中の鉛	H20年度	評価中

- ※ なお、これまでの審議では、
- ①現在食品健康影響評価を実施中又は評価済みのもの(再評価制度があるもの)
 - ②食品の問題ではないもの
 - ③食品健康影響評価の問題ではないもの(表示、監視・指導等の制度や、摂取様態・使用方法に関するもの)
- と判断された案件や個別の食品は、原則として採用されていません。

(上記の理由で採用されなかったハザードの例)

案件名	採用されなかった理由
人工甘味料	①評価中又は評価済みのため
フィプロニル	①評価中又は評価済みのため(再評価制度があるもの)
カンピロバクター	①評価中又は評価済みのため
小麦粉の生食	③食品健康影響評価の問題ではないもの(表示、監視・指導等の制度や、摂取様態・使用方法に関するもの)

これまでに、食品安全委員会が行った食品健康影響評価(「自ら評価」を含む)の評価書は、以下のURLからご確認いただけます。

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument>

「自ら評価」関係法令

○食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）抜粋
（所掌事務）

第二十三条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（略）

二 次条の規定により、又は自ら食品健康影響評価を行うこと。

三～八（略）

2～4（略）

（委員会の意見の聴取）

第二十四条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かななければならない。

ただし、委員会が第十一条第一項第一号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第三号に該当すると認める場合は、この限りでない。

一 食品衛生法第六条第二号ただし書（同法第六十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定する人の健康を損なうおそれがない場合を定めようとするとき、同法第七条第一項から第三項までの規定による販売の禁止をしようとし、若しくは同条第四項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしようとするとき、同法第八条第一項の規定により同項に規定する指定成分等を指定しようとするとき、同法第十条第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、同法第十二条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき、同法第十三条第一項（同法第六十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、同法第十三条第三項に規定する人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質若しくは人の健康を損なうおそれのない量を定めようとするとき、同法第十八条第一項（同法第六十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、同法第十八条第三項ただし書に規定する人の健康を損なうおそれのない量を定めようとするとき、同法第五十条第一項の規定により基準を定めようとするとき、又は同法第五十条の二第一項若しくは第五十条の三第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき。

二～十四（略）

2・3（略）

○食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（平成24年6月29日閣議決定）

第1 食品健康影響評価の実施（法第11条関係）（抜粋）

1 基本的考え方

（6）食品安全委員会は、国の内外における科学的知見及び食品の安全性の確保に関する情報の収集・分析又は国民からの意見等に基づき、人の健康に悪影響が及ぶおそれがあると認められる場合には、自らの判断により食品健康影響評価を行う。

なお、食品安全委員会は、自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象について、定期的に点検する。